

## 議会議案第1号

### 加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の 創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は、誰にでも起こり得るものであり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。

近年、難聴により、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少なくなることで、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきた。また、難聴のためコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話を避けるようになり、次第に抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もある。

補聴器をつけ、「よい聞こえ」を維持していれば脳が活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しむことで、認知症の予防につながる可能性が高い。

しかし、補聴器は高額で、保険が適用されないため、購入者の重い負担となっている。国は、補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しているが、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合のみとなっている。

欧州では、補聴器購入に対する公的支援が手厚く、個人の負担が少なくなっており、我が国でも支援の拡充、特に低所得者に対する配慮が求められる。

よって、国におかれては、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、高齢化の進展に伴い増加が予想される加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第2号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と  
健康管理の推進を求める意見書

妊婦の外来診療については、胎児への影響に配慮した薬剤の選択が必要であることや、エックス線やCTの撮影が困難な場合があることなど、通常よりも慎重な対応や胎児への配慮が必要とされる。また、医療機関の中には熱を出して内科を受診した妊婦に産婦人科を受診するよう勧めるなど、妊婦の外来診療に積極的でないところも存在していた。こうした問題を踏まえ、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価する観点から、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、十分な説明がないまま妊婦加算が行われる事例や、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方で実施される事例など、その趣旨に反する運用が問題視されたこと、加えて一律の加算は少子化対策に逆行するとの指摘もあり、国は本年1月から妊婦加算を凍結し、改めて中央社会保険医療協議会で議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 妊婦がどの医療機関でも配慮ある対応を受けられるよう、妊婦特有の合併症や疾患、投薬の注意点などの医療機関への情報提供や、研修等を通じた医師の意識改革やスキル向上に取り組むこと。
  - 2 妊婦自身が、妊婦特有の合併症や疾患、服薬の注意などについて、知識を得ることができるよう積極的な情報提供を行うこと。
  - 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

食品ロス削減のさらなる取り組みを進める意見書

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄される、いわゆる食品ロスは、栄養不足の状態にある人々が世界に多数存在する中で、とりわけ食料の多くを輸入に依存している我が国が真摯に取り組むべき課題である。

国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、国連世界食糧計画による食料援助量の約2倍に相当する。

国は第四次循環型社会形成推進基本計画において、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、家庭での食品ロスの量を2030年度までに、2000年度と比べ半減させることを目指している。この目標を達成するためには、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等が今まで以上に食品ロス削減に取り組むことが重要である。

よって、国におかれては、食品ロス削減のさらなる取り組みを進めるため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 食品ロスの削減を総合的に推進するための法律を制定すること。
- 2 食品関連事業者に対して商慣習の見直しをより強く働きかけること。
- 3 食品ロス削減の理解と関心を深めるための普及啓発、教育の振興を強化すること。
- 4 食品の製造工程で発生する規格外品などを福祉施設等へ提供するフードバンク活動をさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
内閣官房長官

あて

石川県議会

## 議会議案第4号

### 文喜相韓国国会議長の発言に抗議する決議

我が国と韓国は昭和40年に日韓基本条約並びに関連協定を結び、我が国が韓国に経済協力すると同時に請求権に関しては、完全かつ最終的に解決されており、かつ人道上の措置も講じている。また、平成27年には日韓外相会談が開催され、いわゆる従軍慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決すると確認された。

しかしながら、韓国大法院は、昨年10月に新日鉄住金に、11月には三菱重工に対し、元徴用工への賠償を命じる判決を行い、我が国が適切な措置をとるよう韓国に求めているにもかかわらず、いまだ解決が図られないまま、下級審を含め、同種の判決が続いている。

さらに、昨年12月、自衛隊機が韓国駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受ける事案が発生した。こうした不測の事態を招きかねない危険な行為に対し、我が国は厳重に抗議し再発防止を求めたが、韓国側はこの事実を否定している。

このように日韓の信頼を損なう事案が立て続けに起こる中、先般、文喜相韓国国会議長が慰安婦問題を巡って、天皇陛下が謝罪すれば問題は解決するという趣旨の発言を行ったが、これは甚だしく不適切な内容を含み、憤りを禁じ得ない。本県議会は、国会議長としての資質が疑われるような、文議長の発言を看過することはできない。

日韓両国は、国交正常化以来、緊密な友好協力関係を発展させ、平成10年には日韓パートナーシップ宣言において、両首脳が未来志向の日韓関係構築に向けた決意を宣言し、その実現に努めてきたところであるが、現在の韓国の対応は、長年の努力を踏みにじるものである。

よって、本県議会は、文喜相韓国国会議長の発言に抗議し、撤回と謝罪を求めるとともに、韓国に対し、日韓関係の改善に向けた適切な対応をとることを強く求める。

以上、決議する。

平成31年3月15日

石川県議会